**仕事と育児の両立を進めよう！**

子が３歳になる前の

個別周知・意向確認書記載例（好事例）

**労働者の仕事と育児の両立のため、育児期の柔軟な働き方を実現するための措置を講じています。夫婦で協力して育児をするため積極的に利用しましょう。**

**【制度を利用するメリット】**

**●労働者本人のメリット･･･**子どもと一緒に過ごす時間の確保、これまでの業務の進め方を見直すきっかけ、時間管理能力・効率的な働き方が身につく

**●家族のメリット･･･**経済的な安定（夫婦ともに柔軟な働き方を実現しつつ就労継続することで、賃金水準を維持することができる）、育児・家事負担の分散

**●職場のメリット･･･**仕事の進め方・働き方を見直すきっかけ、職場の結束が強まり「お互い様」でサポートしあう関係が構築（育児だけでなく、病気による入院や家族の介護等の事情がある可能性も）、雇用環境の改善による離職率の低下・就職希望者の増加

**１．柔軟な働き方を実現するために、次の中から１つを選択して利用できます。**

（注）事業主は、柔軟な働き方を実現するための措置として、（１）フレックスタイム制又は始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ、（２）テレワーク等の措置、（３）短時間勤務制度、（４）就業しつつ子を養育することを容易にするための休暇（養育両立支援休暇）の付与、（５）保育施設の設置運営その他これに準ずる便宜の供与の中から２つ以上の措置を選択して講ずる必要があります。ここでは（１）始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ及び（２）テレワーク等の措置を講じた場合の例を記載していますが、選択して講じた措置の内容について記載してください。

|  |  |
| --- | --- |
| 対象者  （共通） | ３歳から小学校就学前の子を養育する労働者（日々雇用労働者を除く）。  ＜対象外＞（※対象外の労働者を労使協定で締結している場合の例）  ①入社１年未満の労働者　②１週間の所定労働日数が２日以下の労働者 |

（１）始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ（時差出勤）

|  |  |
| --- | --- |
| 制度の内容 | 始業及び終業時刻について、以下のように変更することができます。  ・通常勤務=午前 8 時 30 分始業、午後 5 時 30 分終業  ・時差出勤 A=午前 8 時始業、午後 5 時終業  ・時差出勤 B=午前 9 時始業、午後 6 時終業  ・時差出勤 C=午前 10 時始業、午後 7 時終業 |
| 期間 | １回の申出につき１年以内の期間 |
| 申出期限 | 開始の日の１か月前までに●●部□□係に申し出てください。 |

（２）テレワーク

|  |  |
| --- | --- |
| 制度の内容 | １月につき10日を限度として、テレワークを実施することができます（時間単位で実施可）。  ※時間単位で実施する場合は、始業時刻から連続又は終業時刻まで連続して取得することができます。 |
| 申出期限 | 原則としてテレワークを実施予定の２営業日前までに、所属長に申し出てください。 |

**２．その他の両立支援制度も積極的に利用しましょう。**

（１）所定外労働の制限

|  |  |
| --- | --- |
| 制度の内容 | 小学校就学前の子を養育する場合、所定外労働を制限することを請求できます。 |
| 対象者 | 小学校就学前の子を養育する労働者（日々雇用労働者を除く）。  ＜対象外＞（※対象外の労働者を労使協定で締結している場合の例）  ①入社１年未満の労働者　②１週間の所定労働日数が２日以下の労働者 |
| 期間 | １回の請求につき１か月以上１年以内の期間 |
| 申出期限 | 開始の日の１か月前までに●●部□□係に申し出てください。 |
| 例外 | 事業の正常な運営を妨げる場合は、請求を拒むことがあります。 |

（裏面あり）

（２）時間外労働の制限

|  |  |
| --- | --- |
| 制度の内容 | 小学校就学前の子を養育する場合、時間外労働を１月24時間、１年150時間以内に制限することを請求できます。 |
| 対象者 | 小学校就学前の子を養育する労働者。  ＜対象外＞  ①日々雇用労働者 ②入社１年未満の労働者 ③１週間の所定労働日数が２日以下の労働者 |
| 期間 | １回の請求につき１か月以上１年以内の期間 |
| 申出期限 | 開始の日の１か月前までに●●部□□係に申し出てください。 |
| 例外 | 事業の正常な運営を妨げる場合は、請求を拒むことがあります。 |

（３）深夜業の制限

|  |  |
| --- | --- |
| 制度の内容 | 小学校就学前の子を養育する場合、午後10時から午前５時までの深夜業を制限することを請求できます。 |
| 対象者 | 小学校就学前の子を養育する労働者。  ＜対象外＞  ①日々雇用労働者 ②入社１年未満の労働者 ③子の保育ができる同居の家族がいる労働者  ④１週間の所定労働日数が２日以下の労働者　⑤所定労働時間の全部が深夜の労働者 |
| 期間 | １回の請求につき１か月以上６か月以内の期間 |
| 申出期限 | 開始の日の１か月前までに●●部□□係に申し出てください。 |
| 例外 | 事業の正常な運営を妨げる場合は、請求を拒むことがあります。 |

**当社では、1,2の措置の利用の申出をしたこと又は利用したことを理由として不利益な取扱いをすることはありません。**

**また、妊娠・出産、育児休業等に関するハラスメント行為を許しません。**

**措置の利用の意向について、以下を記載し、このページのコピーを、　年　月　日までに、●●部□□係へ提出してください。**

（注）事業主は２つ以上の措置を選択して講ずる必要があります。選択して講じた措置を記載してください。

* **制度対象者の希望があれば必ず認めなくてはならない措置・制度**
  + 育児時間（子が生後1年未満、1日2回30分以上）
  + 育児短時間勤務制度（子が3歳未満の間）
  + 所定外労働の制限（子が3歳未満の間）
  + 時間外労働の制限（子が小学校就学未満の間、 1か月24時間、1年150時間まで）
  + 深夜業の制限（子が小学校就学未満の間、深夜（午後10時から午前5時まで））
  + 子の看護休暇制度（小学校就学前の子1人の場合5日、2人以上の場合10日、1日又は時間単位）

|  |  |
| --- | --- |
| 該当するものに○ |  |
|  | 始業・終業時刻の繰上げ・繰下げをする。 |
|  | テレワークを実施する。 |
|  | いずれも利用する意向はない。 |
|  | 検討中 |

（※）労働者は上記措置のうち、ひとつを選択して利用することができます。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 【提出日】　●年●月●日

【提出者】　所属　□□部△△課

氏名　◆◆　◆◆

子が３歳になる前の

個別周知・意向確認書記載例（必要最小限事例）

**仕事と育児の両立を進めよう！**

**１．柔軟な働き方を実現するために、次の中から１つを選択して利用できます。**

（注）事業主は、柔軟な働き方を実現するための措置として、（１）フレックスタイム制又は始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ、（２）テレワーク等の措置、（３）短時間勤務制度、（４）就業しつつ子を養育することを容易にするための休暇（養育両立支援休暇）の付与、（５）保育施設の設置運営その他これに準ずる便宜の供与の中から２つ以上の措置を選択して講ずる必要があります。ここでは（１）始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ及び（２）テレワーク等の措置を講じた場合の例を記載していますが、選択して講じた措置の内容について記載してください。

|  |  |
| --- | --- |
| 対象者  （共通） | ３歳から小学校就学前の子を養育する労働者（日々雇用労働者を除く）。  ＜対象外＞（※対象外の労働者を労使協定で締結している場合の例）  ①入社１年未満の労働者　②１週間の所定労働日数が２日以下の労働者 |

（１）始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ（時差出勤）

|  |  |
| --- | --- |
| 制度の内容 | 始業及び終業時刻について、以下のように変更することができます。  ・通常勤務=午前 8 時 30 分始業、午後 5 時 30 分終業  ・時差出勤 A=午前 8 時始業、午後 5 時終業  ・時差出勤 B=午前 9 時始業、午後 6 時終業  ・時差出勤 C=午前 10 時始業、午後 7 時終業 |
| 期間 | １回の申出につき１年以内の期間 |
| 申出期限 | 開始の日の１か月前までに●●部□□係に申し出てください。 |

（２）テレワーク

|  |  |
| --- | --- |
| 制度の内容 | １月につき10日を限度として、テレワークを実施することができます（時間単位で実施可）。  ※時間単位で実施する場合は、始業時刻から連続又は終業時刻まで連続して取得することができます。 |
| 申出期限 | 原則としてテレワークを実施予定の２営業日前までに、所属長に申し出てください。 |

**２．その他の両立支援制度も積極的に利用しましょう。**

|  |  |
| --- | --- |
| 所定外労働の制限 | 小学校就学前の子を養育する場合、所定外労働を制限することを請求できる制度 |
| 時間外労働の制限 | 小学校就学前の子を養育する場合、時間外労働を１月24時間、１年150時間以内に制限することを請求できる制度 |
| 深夜業の制限 | 小学校就学前の子を養育する場合、午後10時から午前５時の深夜業を制限することを請求できる制度 |

**当社では、対象措置の利用の申出をしたこと又は利用したことを理由として不利益な取扱いをすることはありません。**

**また、妊娠・出産、育児休業等に関するハラスメント行為を許しません。**

（裏面あり）

**対象措置の利用の意向について、以下を記載し、このページのコピーを、　　年　月　日までに、●●部□□係へ提出してください。**

（注）事業主は２つ以上の措置を選択して講ずる必要があります。選択して講じた措置を記載してください。

* **制度対象者の希望があれば必ず認めなくてはならない措置・制度**
  + 育児時間（子が生後1年未満、1日2回30分以上）
  + 育児短時間勤務制度（子が3歳未満の間）
  + 所定外労働の制限（子が3歳未満の間）
  + 時間外労働の制限（子が小学校就学未満の間、 1か月24時間、1年150時間まで）
  + 深夜業の制限（子が小学校就学未満の間、深夜（午後10時から午前5時まで））
  + 子の看護休暇制度（小学校就学前の子1人の場合5日、2人以上の場合10日、1日又は時間単位）

|  |  |
| --- | --- |
| 該当するものに○ |  |
|  | 始業・終業時刻の繰上げ・繰下げをする。 |
|  | テレワークを実施する。 |
|  | いずれも利用する意向はない。 |
|  | 検討中 |

（※）労働者は対象措置のうち、ひとつを選択して利用することができます。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 【提出日】　●年●月●日

【提出者】　所属　□□部△△課

氏名　◆◆　◆◆